

ひょうご消費者ネット 申入・差止請求活動一覧(対象別)

| | | |
|-----------|----------------|------------------------------------|
| 設立認証 | 2006年04月20日(木) | 兵庫県民会館にて、ひょうご消費者ネット設立認証書の交付を受けました。 |
| NPO法人認証 | 2006年05月01日(月) | NPO法人の認証を受け、法務局へ設立登記を完了しました。 |
| 適格消費者団体認定 | 2008年05月28日(水) | 内閣総理大臣より、適格消費者団体の認定を受けました。 |
| | 2011年05月12日(木) | 適格消費者団体認定の、有効期間を更新しました。 |
| | 2014年05月29日(木) | 適格消費者団体認定の、有効期間を更新しました。 |
| | 2017年05月10日(水) | 適格消費者団体認定の、有効期間を更新しました。 |

申入・差止請求 活動一覧

| | | |
|----------------|---|--|
| 生命保険協会 | 2006年08月21日(月) | ひょうご消費者ネットは、生命保険協会に対し、生命保険協会が、平成18年3月付けで公表した、「注意喚起情報作成ガイドライン」において保険契約の申し込みの撤回等に関する事項(クーリング・オフ)において掲げられている記載例について検討したところ、不当と思われる点がありましたので、削除を求めました。また生命保険協会会員会社に対してもパンフレット・契約書等の同様の記載を削除するよう指導を行うことを求め、これらの見解および対応策について、1ヵ月以内に回答を頂くよう8月21日に申し入れを行いました。 |
| | 2006年10月31日(火) | 「生命保険のクーリング・オフ」についての申入書(2006.8.21)に対し、生命保険協会から、回答書が届きました。 |
| | 2006年12月25日(月) | 社団法人生命保険協会に「再度の申入書」と「回答を求める事項」を送りました。 |
| | 2006年08月21日(月) | 生命保険協会に対し申し入れを行いました。 |
| | 2007年01月31日(水) | 社団法人生命保険協会より、平成18年12月25日付「再度の申入書」と「回答を求める事項」に対し、「再度の申入書に対する回答書(平成19年1月30日付)」が届きました。 |
| | 2007年03月12日(月) | 生命保険のクーリング・オフ問題について、神戸市において社団法人生命保険協会と協議を行いました(この議事録は4月24日付けで公表しました)。 |
| | 2007年04月24日(火) | 3月12日の社団法人生命保険協会との協議内容について、双方および立会人の議事録確認が終わりましたので、公表しました。 |
| | 2007年04月28日(土) | 金融庁は、2007年3月30日、ひょうご消費者ネットの指摘を受けて、保険業法施行令と保険業法施行規則を改正することとし、改正案を公表して、パブリックコメントを募集しました。 これを受けて、4月28日、意見書を提出しました。 平成19年3月30日、金融庁の保険業法施行令・施行規則の改正案の公表と、パブリックコメントを求める旨の発表 http://www.fsa.go.jp/news/18/hoken/20070330-11.html |
| 2007年06月13日(水) | 金融庁は、2007年6月13日、保険業法施行令と保険業法施行規則を改正しました。家庭を訪問した銀行員に保険料の振込を依頼した場合にクーリング・オフが可能であることについて、疑義が生じないように条文を改正しました。その後は、ひょうご消費者ネットが指摘したように、生命保険会社はクーリング・オフを認めるようになりました。 平成19年6月12日、金融庁の保険業法施行令・施行規則の改正案のパブリックコメントに対する意見に対する応答と、それを受けて修正した改正内容の発表 http://www.fsa.go.jp/news/18/hoken/20070612-2.html | |
| 資格試験予備校11社 | 2007年03月02日(金) | ひょうご消費者ネットが、司法試験、税理士試験などの資格試験予備校の約款を調査したところ、11事業者の契約条項中に、「一切返金を認めない」または「死亡・重大な疾病等の場合のみ解約を認める」等の解約制限条項が設けられていることが分かりました。これは、消費者の解約権を不当に制限するものであり、消費者契約法10条に違反する不当条項と考えられます。そこで、ひょうご消費者ネットは、3月2日、各事業者に対して、契約条項中の不当条項を削除し、消費者契約法に沿って改善するように申し入れを行いました。 |

ひょうご消費者ネット 申入・差止請求活動一覧(対象別)

| | | |
|---------|----------------|--|
| | 2007年03月09日(金) | 特例有限会社日本司法学院から回答書が届きました。 |
| | 2007年03月29日(木) | 株式会社大栄総合教育システムから回答書が届きました。 |
| | 2007年03月30日(金) | 株式会社東京アカデミーから回答書が届きました。 |
| | 2007年04月02日(月) | 学校法人大原学園から回答書が届きました。 |
| | 2007年04月04日(水) | 株式会社辰巳法律研究所から回答書が届きました。 |
| | 2007年04月05日(木) | 株式会社早稲田セミナーおよび株式会社法学館から回答書が届きました。 |
| | 2007年04月06日(金) | 株式会社東京リーガルマインドから回答書が届きました。また、特例有限会社日本司法学院から「受講の解約に関する規約」が届きました。 |
| | 2007年04月11日(水) | TAC株式会社から回答書が届きました。 |
| | 2007年04月16日(月) | ヒューマン株式会社から回答書が届きました。 |
| | 2007年05月01日(火) | 株式会社辰巳法律研究所から、再度の回答書が届きました。 |
| | 2007年05月24日(木) | 資格試験予備校10事業者に対して、再度の申入れを行いました。 |
| [改善] | 2007年06月18日(月) | 特例有限会社日本司法学院、および株式会社東京アカデミーから、再度の回答書が届きました。 |
| | 2007年06月29日(金) | 株式会社法学館から、再度の回答書が届きました。 |
| [改善] | 2007年07月02日(月) | 学校法人大原学園から、再度の回答書が届きました。 |
| | 2007年07月04日(水) | 株式会社辰巳法律研究所から、再度の回答書が届きました。 |
| | 2007年07月09日(月) | TAC株式会社から、再度の回答書が届きました。 |
| | 2007年07月17日(火) | 株式会社東京リーガルマインドから再度の回答書が届きました。 |
| [差止請求] | 2008年08月27日(水) | 株式会社法学館(屋号「伊藤塾」)に対し、消費者契約法41条1項に基づく請求書(訴訟前の差止請求書面)を送付しました。 |
| | 2008年09月08日(月) | 株式会社法学館(屋号「伊藤塾」)より、回答書が届きました。 |
| [和解、改善] | 2010年04月19日(月) | 株式会社法学館(屋号「伊藤塾」)との間で、解約条項について交渉の結果、大阪簡易裁判所で和解が成立しました。差し止め請求の提訴を経ずに裁判所で和解を成立させたのは我が国ではじめてです。 |
| | 2010年04月19日(月) | 株式会社東京リーガルマインド、TAC株式会社、株式会社大栄総合教育システム、株式会社辰巳法律研究所、株式会社東京法経学院の5社に対し、株式会社法学館との和解と前後して申入書を提出しました。 |
| | 2010年05月14日(金) | 株式会社大栄総合教育システムより、回答書が届きました。 |
| | 2010年05月17日(月) | 株式会社東京リーガルマインド、TAC株式会社より、回答書が届きました。 |
| | 2010年05月19日(水) | 株式会社辰巳法律研究所より、回答書が届きました。 |
| | 2010年06月14日(月) | 株式会社大栄総合教育システムより、再度の回答書が届きました。 |
| | 2010年07月27日(火) | 株式会社東京リーガルマインド、TAC株式会社、株式会社大栄総合教育システム、株式会社辰巳法律研究所の4社に対し、再度の申入書を提出しました。 |
| | 2010年08月24日(火) | TAC株式会社より、回答書が届きました。 |
| | 2010年08月25日(水) | 株式会社大栄総合教育システムより、再度の回答書が届きました。 |
| | 2010年08月27日(金) | 株式会社辰巳法律研究所より、再度の回答書が届きました。 |
| | 2010年09月03日(金) | 株式会社東京リーガルマインドより、再度の回答書が届きました。 |
| | 2010年09月13日(月) | 株式会社東京リーガルマインド、TAC株式会社、株式会社大栄総合教育システム、株式会社辰巳法律研究所の4社に対し、再度の申入書を提出しました。 |
| [差止請求] | 2010年09月17日(金) | 株式会社東京法経学院に対し、消費者契約法41条1項に基づく請求書(訴訟前の差止請求書面)を送付しました。 |
| [改善] | 2010年10月05日(火) | 株式会社辰巳法律研究所より、再度の回答書が届きました。 |
| [改善] | 2010年10月14日(木) | 株式会社東京リーガルマインドより、再度の回答書が届きました。 |

ひょうご消費者ネット 申入・差止請求活動一覧(対象別)

| | | |
|------------|----------------|--|
| [改善] | 2010年10月15日(金) | TAC株式会社より、再度の回答書が届きました。 |
| [改善] | 2010年10月29日(金) | 株式会社大栄総合教育システムより、再度の回答書が届きました。 |
| [提訴] | 2010年11月11日(木) | 株式会社東京法経学院に対し、差止請求訴訟を提起しました。 |
| | 2011年07月06日(水) | 株式会社東京法経学院に対し提起した差止請求訴訟に関し、やり取りしている主張関係の書面を開示しました。 |
| [和解、改善] | 2011年10月21日(金) | 株式会社東京法経学院に対する差止請求訴訟につき、裁判上の和解が成立しました。これによって、2007年初めの調査によって、神戸から大阪にかけて教室を開いている社会科学系の資格試験予備校のうち、解約制限条項を規定していた11事業者については、すべて改善がなされました。 |
| 日本郵政公社 | 2007年06月05日(火) | 日本郵政公社に対して、汚損をした未使用の切手について、その使用や交換をできないとする郵便約款を改善するよう申入れを行いました。 |
| | 2007年07月06日(金) | 日本郵政公社から、郵便約款改善の申入れに対する回答書が届きました。 |
| | 2007年09月25日(火) | 日本郵政公社に「質問書」を提出しました。 |
| | 2007年10月09日(火) | 9月25日付けで日本郵政公社に提出した質問書に対し、郵便事業株式会社より回答書が届きました。 |
| | 2007年11月01日(木) | 郵便事業株式会社に汚損郵便切手の取り扱いに対する意見書を提出しました。 |
| | 2007年11月27日(火) | 11月1日付けで郵便事業株式会社に提出した意見書に対し、回答書が届きました。 |
| (株)USEN | 2008年03月28日(金) | 株式会社USENに対し、質問書を提出しました。 |
| | 2008年04月28日(月) | 株式会社USENから、回答書が届きました。 |
| | 2008年10月09日(木) | 株式会社USENに対し、要請書を提出しました。 |
| (株)ジャルツアーズ | 2008年05月28日(水) | 株式会社ジャルツアーズ及び社団法人日本旅行業協会に対し、申入書を提出しました。併せて国土交通省に要請書を提出しました。 |
| | 2008年06月25日(水) | 株式会社ジャルツアーズより回答書が届きました。 |
| | 2008年07月17日(木) | 株式会社ジャルツアーズ及び社団法人日本旅行業協会に対し、再度の申入書を提出しました。 |
| | 2008年08月12日(火) | 社団法人日本旅行業協会より回答書が届きました。 |
| | 2008年08月13日(水) | 株式会社ジャルツアーズより再度の回答書が届きました。 |
| [差止請求] | 2009年02月02日(月) | 株式会社ジャルツアーズに対し、消費者契約法41条1項に基づく請求書(訴訟前の差止請求書面)を送付しました。 |
| [提訴] | 2009年03月18日(水) | 株式会社ジャルツアーズに対し、差止請求訴訟を提起しました。 |
| [一審判決] | 2010年12月08日(水) | 株式会社ジャルツアーズに対する差止請求訴訟につき、第一審判決ができました。 |
| [控訴] | 2010年12月16日(木) | 株式会社ジャルツアーズに対する差止請求訴訟第一審判決に対し、控訴を提起しました。 |
| [控訴審判決] | 2011年06月07日(火) | 株式会社ジャルツアーズに対する差止請求訴訟につき、控訴審判決ができました。 |
| [上告] | 2011年06月15日(水) | 株式会社ジャルツアーズは、商号変更により株式会社ジャルパックとなりました。大阪高等裁判所での控訴審判決に対し、平成23年6月15日付けで上告受理申立てをしました。 |
| [上告不受理決定] | 2012年10月23日(火) | 株式会社ジャルツアーズに対する差止請求訴訟の控訴審判決につき、最高裁判所に上告受理を申し立てていましたが、上告不受理が決定され、この訴訟は敗訴が確定しました。 |
| 日本貸金業協会 | 2008年12月16日(火) | 日本貸金業協会に対し、「消費者金融業者の広告における貸付金利に関する意見書」を提出しました。 |

ひょうご消費者ネット 申入・差止請求活動一覧(対象別)

| | | |
|--|--|--|
| (株)ベルコサービス [改善] | 2009年06月11日(木) 2009年07月10日(金) 2009年08月17日(月) 2009年09月01日(火) | 株式会社ベルコサービスに対し、申入書を提出しました。 株式会社ベルコサービスより、回答書が届きました。 株式会社ベルコサービスに対し、再度の申入書を提出しました。 冠婚葬祭サービスに対する規制範囲の拡大について、消費者庁長官、消費者委員会委員長、経済産業省商務情報政策局長に要請書を提出しました。 |
| (株)レック [改善] | 2009年10月27日(火) 2009年11月30日(月) 2010年04月01日(木) 2010年05月11日(火) 2010年07月27日(火) | 株式会社レックに対し、申入書を提出しました。 株式会社レックより、回答書が届きました。 株式会社レックより、回答書が届きました。 株式会社レックより、回答書が届きました。 株式会社レックに対し、再度の申入書を提出しました。 |
| JFRカード(株) [改善] | 2010年04月12日(月) 2010年04月22日(木) 2010年06月11日(金) 2010年06月23日(水) 2010年07月27日(火) 2010年08月05日(木) | JFRカード株式会社に対し、申入書を提出しました。 JFRカード株式会社の代理人弁護士より、回答書が届きました。 JFRカード株式会社に対し、再度の申入書を提出しました。 JFRカード株式会社の代理人弁護士より、再度の回答書が届きました。 JFRカード株式会社に対し、再度の申入書を提出しました。 JFRカード株式会社の代理人弁護士より、再度の回答書が届きました。 |
| 関西電力(株) [改善] | 2011年05月11日(水) 2011年06月06日(月) 2011年08月10日(水) 2011年09月09日(金) 2011年10月31日(月) 2011年11月29日(火) 2012年11月26日(月) | 関西電力株式会社に対し、申入書を提出しました。併せて経済産業大臣に要請書を提出しました。 関西電力株式会社より、回答書が届きました。 関西電力株式会社に対し質問書を提出しました。 関西電力株式会社より、「質問書に関する回答」が届きました。 関西電力株式会社に対し、再度の質問書を提出しました。 関西電力株式会社より、再度の「質問書に関する回答」が届きました。 関西電力株式会社は、電気供給約款を変更したいと、経済産業大臣に対して認可を申請しました。変更項目には、当団体が指摘した「早取料金・遅取料金制度」を廃止して「延滞利息制度」に変更する点が含まれており、約款は改善されました。 |
| セコム(株)及び大阪ガスセキュリティサービス(株) (社)全国警備業協会 [差止請求] [改善] [改善報告・公表] | 2012年03月16日(金) 2012年04月11日(水) 2012年04月13日(金) 2012年04月18日(水) 2012年06月18日(月) 2012年06月28日(木) 2013年02月21日(木) | セコム株式会社、大阪ガスセキュリティサービス株式会社に対し、ホームセキュリティ契約を契約期間中に中途解約した際に請求される中途解約金を計算する方法が、特定商取引法に定める中途解約料の上限額を超えているため、同法に適合するように計算方法の改定を求める申入れを行いました。 また、社団法人全国警備業協会は、同協会の傘下の事業者に対して「消費者契約に関するガイドライン」を制定していますが、同ガイドラインは、特定商取引法の中途解約料の制限を考慮したものとなっていないため、同協会に対しても、内容の改定を申し入れました。 社団法人全国警備業協会より、回答書が届きました。 セコム株式会社より、回答書が届きました。 大阪ガスセキュリティサービス株式会社より、回答書が届きました。 大阪ガスセキュリティサービス株式会社に対し、消費者契約法第41条第1項に基づく請求書(訴訟前の差止請求書面)を送付しました。 大阪ガスセキュリティサービス株式会社より、再度の回答書が届きました。 セコム株式会社及び大阪ガスセキュリティサービス株式会社の改定申入契約条項(中途解約金の徴収規定)が、改善されましたので、報告・公表しました。 |

ひょうご消費者ネット 申入・差止請求活動一覧(対象別)

| | | |
|-----------|----------------|---|
| (株)ベルカディア | 2014年07月30日(水) | アウトドア用品の株式会社モンベルのグループ会社で、「モンベルアウトドアチャレンジ」のブランド名で旅行業を営んでいる株式会社ベルカディアは、登山ツアーの参加チケットに、「万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します」という条項を設けて、ツアー参加者の署名を取っていました。 |
| | 2014年08月19日(火) | この条項は、消費者契約法第8条1号及び同条3号並びに消費者契約法第10条に該当すること、契約締結過程における同社の行為が消費者契約法第4条2項に該当することを理由として、株式会社ベルカディアに対し、契約条項の使用差止を求める申入れを行いました。 |
| | 2014年12月12日(金) | 株式会社ベルカディアから回答書が届きました。 |
| | | 株式会社ベルカディアへ再申入書を送付しました。 |
| | | 当法人が2014年7月31日付で株式会社ベルカディアに対して行った申入れについて、同社からは2014年8月12日付で合意書に「貴社の故意または過失による場合を除き」との文言を付加するとの回答がありました。しかし、このような改訂では、同社が無過失の場合においては消費者に対して一切の補償を行わないこととなり、無過失責任である特別補償責任(標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部第28条)につき、消費者に請求権を放棄させる内容となってしまうことから、さらに改善を求めるために再申入書を送付したものです。 |
| | 2015年01月16日(金) | 株式会社ベルカディアより、再申入書に対する回答書が届きました。 |
| | 2015年03月27日(金) | 株式会社ベルカディアに対し、質問書を送付しました。 |
| | 2015年04月28日(火) | 株式会社ベルカディアより、回答書が届きました。 |
| | 2015年08月18日(火) | 株式会社ベルカディアに対し、再質問書を送付しました。 |
| | | 当法人が2015年3月27日付で株式会社ベルカディアに対して送付した質問書について、同社からは2015年4月26日付で回答がありましたが、「同意書」と標準旅行業約款との関係や契約の成立時期等について同社の回答書では不明瞭な点があるため、再質問書を送付したものです。 |
| [差止請求] | 2015年09月24日(木) | 株式会社ベルカディアから再質問書に対する回答書が届きました。 |
| | 2016年04月01日(金) | 株式会社ベルカディアに対して消費者契約法第41条第1項に基づく請求書を送付しました。 |
| | 2016年04月07日(木) | 株式会社ベルカディアから請求書に対する回答書が届きました。 |
| | 2016年04月28日(木) | 株式会社ベルカディアに対して「資料送付のお願い」を送付しました。 |
| | 2016年06月17日(金) | 株式会社ベルカディアからイベント参加チケットが届きました。 |
| | 2016年08月01日(月) | 株式会社ベルカディアに対して「協定書の締結申し込みについて」を送付しました。 |
| | 2016年08月15日(月) | 株式会社ベルカディアから「申入書に対する御回答」が届きました。 |
| | 2016年09月01日(木) | 株式会社ベルカディアに対して、差止請求訴訟を提起しました。 |
| | | 株式会社ベルカディアに対しては、今まで複数回にわたり「同意書」に署名しないと旅行に参加できないとか、「同意書」に署名するかどうかは消費者の任意ではなく署名しないとイケないといった、虚偽のことを告知することをやめるよう求めてきました。 |
| | | 合わせて「同意書」に記載されている免責条項は消費者の権利を害する不当条項であるので使用をやめるよう求めてきました。しかし、改善が見られないため提訴したものです。 |
| [提訴] | | なお、本件訴訟においては、いったん免責条項のない契約をした後に、「同意書」という形式で免責条項への署名を強要されるのは優越的地位を濫用した契約条件の変更を迫るものであるとして、ひょうご消費者ネットとともに一般消費者10名が、独占禁止法上の優越的地位の濫用を理由とする独占禁止法24条に基づく差止請求訴訟を提起しています。 |
| | 2016年10月12日(水) | 株式会社ベルカディアより答弁書が届きました。 |

ひょうご消費者ネット 申入・差止請求活動一覧(対象別)

| | | |
|--|--|---|
| [中間報告] | 2017年06月29日(水) | 株式会社ベルカディアに対する差止請求訴訟につき、ホームページに中間報告を掲載しました。 |
| [中間報告2] | 2018年08月09日(木) | 株式会社ベルカディアに対する差止請求訴訟につき、ホームページに中間報告(2)を掲載しました。 |
| [和解] | 2018年08月09日(木) | 株式会社ベルカディアに対する差止請求訴訟において、和解が成立しました。 |
| 日本放送協会 | 2014年09月04日(木) 2014年10月03日(金) 2014年12月12日(金) | 日本放送協会に対し、質問書を提出しました。 日本放送協会から、回答書が届きました。 日本放送協会に対して、受信規約について、申入書を送付しました。 日本放送教会(以下、「NHK」と言います。)の受信規約に関し、未成年者・成年被後見人による受信機設置について取消に依ること、受信機設置時から受信料が発生するという違約が消費者契約法10条に反すること、入院や介護施設入所について受信機が不要となった日より後の受信料について返還が認められる場合があることの周知、故意・有過失がある場合は全部免責されない旨を明示する規約の改正を求める申入書をNHKに対して送付しました。 |
| [申入れ終了] | 2015年01月16日(金) 2016年08月31日(水) | 日本放送協会から、平成27年1月9日付回答書が届きました。 日本放送協会(NHK)に対する申入れを終了しました。 |
| RIZAP(株) | 2015年5月18日(月) | RIZAP株式会社に対して、申入書を送付しました。 RIZAP株式会社(本社東京都新宿区)の広告における「30日間全額返金保証制度」の記載が、景表法4条1項柱書及び同条同項2号で禁止する「有利誤認表示」及び、特商法12条の「誇大広告等の禁止に該当するとして、「30日間全額返金保証」の記載の削除を申し入れました。 |
| | 2015年6月18日(木) | RIZAP株式会社から平成27年6月18日付回答書が届きました。 |
| (株)ビケンコ (株)JBSコスメティック (株)クワンジャパン | 2016年02月02日(火) 2016年02月23日(火) 2016年06月15日(水) 2016年07月04日(月) 2016年09月02日(金) 2016年10月12日(水) | 株式会社ビケンコ、株式会社JBSコスメティック及び株式会社クワンジャパンの3社に対して、消費者契約法第41条第1項に基づく請求書を送付しました。 株式会社ビケンコ、株式会社JBSコスメティック及び株式会社クワンジャパンの3社から平成28年2月23日付回答書が届きました。 株式会社ビケンコ、株式会社JBSコスメティック及び株式会社クワンジャパンの3社から、「ご連絡」が届きました。 株式会社ビケンコ、株式会社JBSコスメティック及び株式会社クワンジャパンの3社から、「ご連絡」が届きました。 株式会社ビケンコ、株式会社JBSコスメティック及び株式会社クワンジャパンの3社に対して、要請書を送付しました。 株式会社ビケンコ、株式会社JBSコスメティック及び株式会社クワンジャパンの3社から、回答書が届きました。 |
| [申入れ終了] | 2017年02月01日(水) | 株式会社ビケンコ、株式会社JBSコスメティック及び株式会社クワンジャパンに関する申入れ活動を終了しました。 |
| (株)リーブ | 2017年01月11日(水) 2017年02月08日(水) | 株式会社リーブに対して申入書を送付しました。 株式会社リーブから「質問書に関する回答」が届きました。 |
| [差止請求] | 2017年08月16日(火) | 株式会社リーブに対して差止請求書(消費者契約法第41条1項に基づく請求書)を送付しました。 |
| | 2017年08月22日(火) | 株式会社リーブから、平成29年8月19日付「差止請求書に関するご回答」が届きました。 |
| [申入れ終了] | 2018年02月14日(水) | 株式会社リーブの広告の記載及び中途解約に関して、同社との申入れを行った結果、改善がなされましたので、同社との交渉を終了しました。 |

ひょうご消費者ネット 申入・差止請求活動一覧(対象別)

| | | |
|--|---|--|
| <p>オルネスホールディング (株)</p> <p style="text-align: right;">[申入れ終了]</p> | <p>2017年05月31日(水)</p> <p>2018年04月05日(木)</p> | <p>宅配パソコン修理「オープンリペア」を運営するオルネスホールディング株式会社に対して申入書を送付しました。</p> <p>宅配パソコン修理「オープンリペア」を運営するオルネスホールディング株式会社に対する申入れ活動を終了しました。 当団体は、オルネスホールディング株式会社が発行する宅配パソコン修理事業「オープンリペア」に対し、インターネット上の広告表示に関して、改善申入れを行いました。 2017年12月31日をもって、同社が廃業したことにより、当団体による申入れ活動は終了することといたしました。</p> |
| <p>(株)IHI技術教習所</p> <p>職業訓練法人近畿建設 技能研修協会</p> <p>(一社)日本ボイラ協会 兵庫支部</p> <p style="text-align: right;">[申入れ終了]</p> | <p>2018年03月19日(月)</p> <p>2018年04月12日(木)</p> <p>2018年04月16日(月)</p> <p>2018年04月18日(水)</p> <p>2018年11月21日(水)</p> <p>2019年07月03日(水)</p> | <p>株式会社IHI技術教習所、職業訓練法人近畿建設技能研修協会及び一般社団法人日本ボイラ協会兵庫支部に対して、質問書を送付しました。</p> <p>職業訓練法人近畿建設技能研修協会から2018年4月12日付「平成30年3月19日付質問書に対する回答について」が届きました。</p> <p>株式会社IHI技術教習所から2018年4月16日付「貴質問書について(ご回答)」が届きました。</p> <p>一般社団法人日本ボイラ協会から2018年4月18日付「平成30年3月19日付質問書について」の回答書が届きました。</p> <p>職業訓練法人近畿建設技能研修協会三田建設技能研修センターに対して、要望書を送付しました。</p> <p>株式会社IHI技術教習所、職業訓練法人近畿建設技能研修協会及び一般社団法人日本ボイラ協会兵庫支部に対して、通知書を発送しました。今回の申入れについては、一定の理解と改善が得られたものと評価し、申入れ活動を終了することとしました。</p> |
| <p>みなと水道設備及び大 和設備</p> <p>(株)関西住宅設備</p> <p>(株)アールサービス</p> <p style="text-align: right;">[差止請求]</p> <p style="text-align: right;">[提訴]</p> <p style="text-align: right;">[中間報告]</p> <p style="text-align: right;">[中間報告]</p> <p style="text-align: right;">[和解]</p> <p style="text-align: right;">[和解]</p> | <p>2018年07月02日(月)</p> <p>2018年07月10日(火)</p> <p>2018年07月10日(火)</p> <p>2018年08月03日(金)</p> <p>2019年11月06日(水)</p> <p>2019年11月06日(水)</p> <p>2019年11月12日(火)</p> <p>2019年12月17日(火)</p> <p>2019年12月26日(木)</p> | <p>みなと水道設備及び大和設備、株式会社関西住宅設備及び株式会社アールサービスに対して、消費者契約法第41条第1項に基づく請求書を送付しました。</p> <p>みなと水道設備及び大和設備から平成30年7月10日付回答書が届きました。</p> <p>株式会社関西住宅設備・株式会社アールサービスから現状に関する報告が届きました。</p> <p>みなと水道設備及び大和設備、株式会社関西住宅設備及び株式会社アールサービスに対して、差止請求訴訟を提起しました。</p> <p>みなと水道設備及び大和設備に対する差止請求訴訟につき、ホームページに中間報告を掲載しました。</p> <p>株式会社関西住宅設備及び株式会社アールサービスに対する差止請求訴訟につき、ホームページに中間報告を掲載しました。</p> <p>みなと水道設備及び大和設備に対する差止請求訴訟について、第8回期日が開催され、和解に向けての協議が行われました。</p> <p>みなと水道設備及び大和設備に対する差止請求訴訟において、和解が成立しました。</p> <p>株式会社関西住宅設備及び株式会社アールサービスに対する差止請求訴訟において、和解が成立しました。</p> |

ひょうご消費者ネット 申入・差止請求活動一覧(対象別)

| | | |
|----------------------------|----------------|---|
| コインチェック(株) (株) bitFlyer | 2018年09月26日(水) | 仮想通貨交換業者であるコインチェック株式会社、株式会社bitFlyerの2社に対して申入書を送付しました。あわせて、金融庁長官及び一般社団法人日本仮想通貨交換業協会あてに要請書を送付しました。 |
| | 2018年10月24日(水) | コインチェック株式会社より、平成30年10月24日付「申入書に対するご回答」が届きました。 |
| | 2018年10月25日(木) | 株式会社bitFlyerより、平成30年10月25日付「申入書に対する回答」が届きました。 |
| | 2019年07月19日(金) | コインチェック株式会社、株式会社bitFlyerの2社に対して、「再申入書」を発送しました。 |
| | 2019年08月21日(水) | 株式会社bitFlyerより、令和元年8月21日付「再申入書に対する回答」が届きました。 |
| | 2019年08月26日(月) | コインチェック株式会社より、2019年8月26日付「再申入書に対するご回答」が届きました。 |
| [申入れ終了] | 2019年11月05日(火) | コインチェック株式会社、株式会社bitFlyerの2社に対して、通知書を発送しました。今回の申入れについて、一定の是正がなされたと受け止め、ご理解を得られたものと評価し、申入れ活動を終了することとしました。 |
| 阪南理美容(株) | 2018年11月21日(水) | 阪南理美容株式会社に対して、申入書を送付しました。 |
| | 2018年12月18日(火) | 阪南理美容株式会社より回答書が届きました。 |
| | 2019年02月20日(水) | 阪南理美容株式会社に対して、申入書を送付しました。 |
| | 2019年03月06日(水) | 阪南理美容株式会社から平成31年3月6日付回答書が届きました。 |
| | 2019年04月23日(火) | 阪南理美容株式会社に対して、通知書を送付しました。今回の申入れについては、一定の理解と改善が得られたものと評価し、申入れ活動を終了することとしました。 |
| [申入れ終了] | | |
| (株)ケイ・アール・ジー | 2019年01月08日(火) | 株式会社ケイ・アール・ジーに対して質問書を送付しました。 |
| (株)シャンヴル・スフレ | 2019年02月20日(水) | 株式会社シャンヴル・スフレに対して、申入書を送付しました。 |
| | 2019年03月08日(金) | 株式会社シャンヴル・スフレから回答書が届きました。 |
| | 2019年04月23日(火) | 株式会社シャンヴル・スフレに対して、通知書を送付しました。 |
| | 2019年05月10日(金) | 株式会社シャンヴル・スフレから回答書が届きました。 |
| | 2019年07月03日(水) | 株式会社シャンヴル・スフレに対して、通知書を発送しました。今回の申入れについて、一定の是正がなされたと受け止め、ご理解と改善が得られたものと評価し、申入れ活動を終了することとしました。 |
| [申入れ終了] | | |
| (一社)生命保険協会 (一社)全国銀行協会 | 2019年04月23日(火) | 一般社団法人生命保険協会及び一般社団法人全国銀行協会に対して、申入書を送付しました。 |
| | 2019年05月31日(金) | 一般社団法人生命保険協会から、令和元年5月31日付回答書が届きました。 |
| | 2019年05月31日(金) | 一般社団法人全国銀行協会から、令和元年5月31日付回答書が届きました。 |
| | 2019年06月28日(金) | 一般社団法人生命保険協会の回答書について、同協会より説明を受け、意見交換を実施しました。 |
| | 2019年11月25日(月) | 一般社団法人生命保険協会に対し、「再申入書」を発送しました。 |
| | 2019年12月25日(水) | 一般社団法人生命保険協会より、「回答書」を受領しました。 |

ひょうご消費者ネット 申入・差止請求活動一覧(対象別)

| | | |
|------------------|----------------------------------|--|
| 弁護士法人 大公法律事務所 | 2019年04月23日(火) | 弁護士法人大公法律事務所に対して、申入書を送付しました。 |
| ソフトバンク(株) | 2019年09月06日(金) 2019年10月10日(木) | ソフトバンク株式会社に対し、「質問書」を送付しました。 ソフトバンク株式会社より、2019年10月10日付「回答書」が届きました。 |